

マイナンバーカード交付事務等に関する質疑応答集（新旧）

通番	種別	質問	回答（旧）	回答（新）	関連通知・事務連絡			最終更新
					年	番号	タイトル	
1	1. 交付事務	J-LISから市町村に対しマイナンバーカードを送付する際、交付時来庁方式と申請時来庁方式で梱包を別にして発送することは可能か。	J-LISでは、申請時来庁方式と交付時来庁方式で区別する機能を有していないため、梱包を分けることはできない。なお、一部の市区町村においては、送付先情報にあるカード送付場所や交付場所を上記の違いを区別するための文字（申請時来庁方式担当者等）を追加して対応しているような事例があるので、ご参考にしていただきたい。	J-LISでは、申請時来庁方式と交付時来庁方式で区別する機能を有していないため、梱包を分けることはできない。なお、一部の市区町村においては、送付先情報にあるカード送付場所や交付場所を上記の違いを区別するための文字（申請時来庁方式担当者等）を追加して対応しているような事例があるので、ご参考にしていただきたい。	令和元年10月3日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その1）	-
2	1. 交付事務	マイナンバーカードの交付事務の委託可能な範囲を、申請者の本人確認まで広げることができるか。	マイナンバーカードの交付事務の委託可能な範囲については、「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」（令和元年9月11日付け閣副第396号・府番第117号・総行情第49号・総行住第83号）において「 <b>マイナンバーカード関連業務のうち、交付・不交付の決定や、請求・届出内容の審査、住民基本台帳ネットワークシステムの運用・統合端末の操作等を除き、市町村の適切な管理下にある状況であれば、基本的には委託可能であること</b> 」とした上で「 <b>例えば、申請者の本人確認に関しては、本人確認資料の審査・交付決定は市町村職員が行う必要があるが、市町村の適切な管理のもと本人確認資料や手続の説明・窓口の整理等の補助的業務について受託者が行うことができること</b> 」をお示ししたところ。 申請者の本人確認に当たっての本人確認資料の審査・交付決定は、マイナンバーカードの取得者が本人であることを後々まで保証する公証行為であり、いわゆる公権力の行使に当たるものであることから、市町村職員が行う必要があるものであり、ご理解いただきたい。	マイナンバーカードの交付事務の委託可能な範囲については、「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」（令和元年9月11日付け閣副第396号・府番第117号・総行情第49号・総行住第83号）や「 <b>マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲について</b> 」（令和2年12月28日総行住第212号）において通知していたところだが、 <b>統合端末の操作については、「マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について」（令和6年3月5日付け総行住第20号）において、交付前設定のほか、暗証番号の設定を含むカードの交付処理や一時停止解除、暗証番号の変更・再設定等の操作についても行うことを可能としたところ。</b> 申請者の本人確認に当たっての本人確認資料の審査・交付決定は、マイナンバーカードの取得者が本人であることを後々まで保証する公証行為であり、いわゆる公権力の行使に当たるものであることから、市町村職員が行う必要があるものであり、ご理解いただきたい。	令和元年10月3日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その1）	令和7年3月27日
3	1. 交付事務	代理人へのマイナンバーカードの受取の委任を認める範囲を広げることができるか。	法令上、住所地市町村長は、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、代理人にマイナンバーカードを交付することができることとされている（番号利用法施行令第13条第3号）。 「その他のやむを得ない理由」については、長期（国内外）出張者、長期に航行する船員その他交付申請者の仕事の内容や勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして、「交付申請者の出頭が困難であると認められるとき」に該当すると市町村長が判断するときは、「やむを得ない理由」があるものとして差し支えないこととされているところ。（「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に係る質疑応答集（追加）」について（平成27年11月26日付け総行住第186号）） <b>今後、市町村における事務の参考とできるよう、代理人によるマイナンバーカードの受取を認めている範囲の例などについて情報提供してまいります。</b>	法令上、住所地市町村長は、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、代理人にマイナンバーカードを交付することができることとされている（番号利用法施行令第13条第7項）。 「その他のやむを得ない理由」については、長期（国内外）出張者、長期に航行する船員その他交付申請者の仕事の内容や勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして、「交付申請者の出頭が困難であると認められるとき」に該当すると市町村長が判断するときは、「やむを得ない理由」があるものとして差し支えないこととされているところ。（「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に係る質疑応答集（追加）」について（平成27年11月26日付け総行住第186号）） <b>また、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」における中間とりまとめ（令和5年2月17日公表）を踏まえ、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について」（令和5年3月31日付け総行住第43号）において、「やむを得ない理由」に該当するケースを従来より幅広く拡充・明確化し、また、疎明資料についても緩和・実質不変化したので、ご参考ください。</b> <b>そのほか、事務処理要領には明記されていないものの、「親族の看護・介護」により客観的状況に照らして出頭が困難である場合と認められる場合には、代理交付を行うことができると考えられる。なお、この場合の疎明資料を一律にお示しすることは困難であるが、例えば、①被看護・被介護者の状態を確認できる資料（診断書、介護手帳等）の提示、②申請者に看護等により出頭が困難である事情を疎明する申立書等（様式任意）を作成頂き、本人からの申告を受ける等（電話による本人への聞き取りで代替することも考えられる）により、申請者が客観的状況に照らして出頭困難であることを確認することが考えられる。</b>	令和元年10月3日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その1）	令和7年3月27日
4	1. 交付事務	乳幼児へのマイナンバーカードの交付にあたって、どのような本人確認資料が想定されるのか。	<b>一般的に健康保険証のほか、母子健康手帳や子ども医療費受給者証などが考えられる。</b>	<b>出生届と同時に申請する場合は、出生証明書が本人確認書類となるので、追加の書類の提示は特段不要。出生届と同時にない場合であって、法定代理人に対する代理交付のときは、母子健康手帳＋資格確認書の提示が考えられる。</b>	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	令和7年3月27日
5	1. 交付事務	マイナンバーカードの出張申請受付を行う際、通知カードがなくても出張申請受付を実施できるか。	通知カードが無い場合でも、申請書IDがマイナンバーがわかれば、出張申請受付による受付が可能である。一方で通知カードの返納義務があるので、後日返納していただく必要がある。なお、通知カードを紛失した場合、別途、紛失届を提出することが必要となる。	通知カードが無い場合でも、申請書IDがマイナンバーがわかれば、出張申請受付による受付が可能である。一方で通知カードの返納義務があるので、後日返納していただく必要がある。なお、通知カードを紛失した場合、別途、紛失届を提出することが必要となる。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	-
6	1. 交付事務	出張申請受付方式により、近隣の市町村の住民の申請を受け付け、本人確認を行った場合、どのように当該市町村に知らせるのか。	近隣の市町村の住民の申請を受け付けた場合、返納を受けた通知カード、本人確認書類の写し、暗証番号設定依頼書兼マイナンバーカード送付先情報登録申請書及び本人確認を行った旨を証する書類を住所地市区町村に送付することとなる。様式等については事務処理要領第3-2-(1)(ウ)参照。	近隣の市町村の住民の申請を受け付けた場合、返納を受けた通知カード、本人確認書類の写し、暗証番号設定依頼書兼マイナンバーカード送付先情報登録申請書及び本人確認を行った旨を証する書類を住所地市区町村に送付することとなる。様式等については事務処理要領第4-3-(3)参照。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	令和7年3月27日
7	1. 交付事務	未成年者に交付するマイナンバーカードの有効期限を5年間以上に延長することを検討する予定はないか。	未成年者については、短い期間で容姿が大きく変わることがあるため、有効期限を5年延長させることは考えていない。	未成年者については、短い期間で容姿が大きく変わることがあるため、有効期限を5年延長させることは考えていない。 <b>なお、申請時点において一歳未満者については、顔写真が不要となっている。</b>	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	令和7年3月27日
8	1. 交付事務	電子証明書とマイナンバーカードの有効期限が5年と10年で異なっている。事務の複雑さの解消のため、電子証明書の有効期限を5年から延長することは検討していないのか。	<b>マイナンバーカードの有効期間については、旅券等の他の顔写真付きの身分証明書についても更新に要する住民の負担軽減のため有効期間が最長10年とされていることを踏まえ、原則として発行の日から10回目の誕生日までとしている。しかしながら、電子証明書の有効期間については、有効期間を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしている。</b>	<b>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月24日閣議決定）の中で導入を目指すこととされている次期マイナンバーカードについて検討を行った「次期個人番号カードタスクフォース」において、電子証明書の有効期間についても議論された。</b> <b>その最終とりまとめにおいては、10年の有効期間に耐えうる強固な暗号方式に移行することを前提に、電子証明書の有効期間をカード本体の有効期間にあわせ、10年に延長することとしている。</b> <b>これにより、電子証明書の更新のみで窓口に行く必要はなくなる見込みである。</b>	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	令和7年3月27日
9	1. 交付事務	申請時来庁方式でオンライン申請を行ったら、個人番号カード交付事務費補助金の申請サポートにカウントされるのか。申請サポートの取扱について、窓口出張で相違はあるのか。	個人番号カード交付事務費補助金の基準額の算出にあたって、申請サポートとしてカウントするのは「庁舎外でサポートした件数に限る」としているため、窓口でサポートした件数は基準額の算出には含まれない。	個人番号カード交付事務費補助金の基準額の算出にあたって、申請サポートとしてカウントするのは「庁舎外でサポートした件数に限る」としているため、窓口でサポートした件数は基準額の算出には含まれない。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	-
10	1. 交付事務	マイナンバーカードの健康保険証としての利用のための初回登録については、人員や端末など市区町村に対する支援があるのか、またその内容を教えてください。	<b>健康保険証としてマイナンバーカードを利用する際のマイナポータルを用いた初回登録については、現在、内閣官房において機能を開発中であり、令和2年4月以降に開始される予定である。市区町村において初期設定をしていたが、<b>際の際の支援については現在厚生労働省とともに検討中である。</b></b>	<b>「マイナンバーカードの健康保険証としての利用及び公金受取口座の登録の支援に関する経費」としてマイナンバーカード交付事務費補助金の対象経費となる。</b>	令和元年10月11日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その3）	令和7年3月27日
11	1. 交付事務	最近の通帳には住所が記載されていない。このような通帳であっても、マイナンバーカード交付時の本人確認書類として利用できるのか。	本人確認書類については、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されていることが必要（「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に係る質疑応答集について（平成27年9月29日付け総行住第139号）問12）であるため、氏名のみが記載され、住所が記載されていない通帳は本人確認書類として適当でない。	本人確認書類については、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されていることが必要（「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に係る質疑応答集について（平成27年9月29日付け総行住第139号）問12）であるため、氏名のみが記載され、住所が記載されていない通帳は本人確認書類として適当でない。	令和元年10月11日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その3）	-

12	1. 交付事務	中学生以下の者のマイナンバーカード交付時の本人確認書類については、どのようなものが適当か。	中学生以下の者のマイナンバーカード交付時の本人確認書類については、学生証や <b>健康保険証</b> のほか、こども医療費受給者証（こども医療証等）、診察券（漢字氏名及び生年月日の記載があるもの）、学資保険の保険証書等が考えられる。	中学生以下の者のマイナンバーカード交付時の本人確認書類については、学生証や <b>資格確認書</b> のほか、こども医療費受給者証（こども医療証等）、診察券（漢字氏名及び生年月日の記載があるもの）、学資保険の保険証書等が考えられる。	令和元年10月11日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その3）	令和7年3月27日
13	1. 交付事務	申請時来庁方式又は出張申請受付方式をとる場合、本人限定受取郵便によりカードを送付することが可能であるが、交付申請者が15歳未満の者及び成年被後見人である場合は、法定代理人を本人限定受取郵便の受取人と指定した上で、カードを郵送しても差し支えないか。	申請時来庁方式又は出張申請受付方式の場合、法令上、名宛人本人に限り交付し、又は配達する方法により、個人番号カードを交付することができるとされており、カードを本人限定受取郵便で送付することが認められている。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第23条の2） 交付申請者が15歳未満の者及び成年被後見人である場合は、本人限定受取郵便の名宛人は交付申請者本人とした上で、受取の利便を考慮し、申請受付時に法定代理人に確認のうえ、法定代理人を代人（郵便物を名宛人に代わって受け取る者）として指定することは差し支えない。 その際、指定する代人が法定代理人であることを確認し、代人の住所が名宛人と異なる場合は、法定代理人の住所を本人確認書類により確認すること。 〔本人限定受取郵便には「基本型」、「特例型」、「特定事項伝達型」の3タイプがあり、マイナンバーカードの送付方法としては、いずれによることも可能。ただし、「特定事項伝達型」は代人を指定できない。〕 <b>なお、本人限定受取郵便で送付するほか、交付申請者が確実に交付を受けられる旨を住所地市町村長に申し出た場合には、交付申請者の住所地において、書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することが可能である。また、病院への入院その他のやむを得ない理由により本人限定受取郵便や書留郵便等による住所地への送付が困難であると認められる場合であって、交付申請者が確実に交付を受けられる旨を住所地市町村長に申し出た場合には、交付申請者の所在地において、書留郵便等により送付することが可能である。</b>	申請時来庁方式又は出張申請受付方式の場合、法令上、名宛人本人に限り交付し、又は配達する方法により、個人番号カードを交付することができるとされており、カードを本人限定受取郵便で送付することが認められている。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第23条の2） 交付申請者が15歳未満の者及び成年被後見人である場合は、本人限定受取郵便の名宛人は交付申請者本人とした上で、受取の利便を考慮し、申請受付時に法定代理人に確認のうえ、法定代理人を代人（郵便物を名宛人に代わって受け取る者）として指定することは差し支えない。 その際、指定する代人が法定代理人であることを確認し、代人の住所が名宛人と異なる場合は、法定代理人の住所を本人確認書類により確認すること。 〔本人限定受取郵便には「基本型」、「特例型」、「特定事項伝達型」の3タイプがあり、マイナンバーカードの送付方法としては、いずれによることも可能。ただし、「特定事項伝達型」は代人を指定できない。〕 <b>なお、本人限定受取郵便で送付するほか、交付申請者が確実に交付を受けられる旨を住所地市町村長に申し出た場合には、交付申請者の住所地において、書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することが可能である。また、病院への入院その他のやむを得ない理由により本人限定受取郵便や書留郵便等による住所地への送付が困難であると認められる場合であって、交付申請者が確実に交付を受けられる旨を住所地市町村長に申し出た場合には、交付申請者の所在地において、書留郵便等により送付することが可能である。</b>	令和元年10月21日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その4）	令和7年3月27日
14	1. 交付事務	交付申請者本人が法定代理人とともにマイナンバーカードの交付を受けるため来庁したが、窓口の混雑やシステム障害等により同日に交付することが困難な場合、暗証番号設定依頼書により職員に暗証番号の設定を依頼し、後日再来庁して交付する取扱いとする場合、再来庁は本人又は法定代理人のみとすることは可能か。	初回の来庁時に交付申請者本人と法定代理人の本人確認を実施した場合、その際に申請の意思の確認は済んでいることから、再来庁時は本人又は法定代理人のみとする取扱いが可能である。なお、再来庁によらず、更新処理終了後のマイナンバーカードを本人限定受取郵便等により送付することも可能である。 <b>なお、「社会保障・税番号制度担当者説明会やデジタルPMQにより当課に寄せられた質問に対する回答について」（平成28年3月29日付け事務連絡）の問56については、上記の趣旨により今後改正を行う予定。</b>	初回の来庁時に交付申請者本人と法定代理人の本人確認を実施した場合、その際に申請の意思の確認は済んでいることから、再来庁時は本人又は法定代理人のみとする取扱いが可能である。なお、再来庁によらず、更新処理終了後のマイナンバーカードを本人限定受取郵便等により送付することも可能である。	令和元年11月18日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その5）	令和7年3月27日
15	1. 交付事務	マイナンバーカードの代理交付について、本人の顔写真付きの身分証が無い場合であっても、代理人への交付ができないか。	マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を公証するため、当該申請者本人の顔を必ず一度は確認しなければならないもの。このため、申請者本人がやむを得ない理由で来庁できない場合に限り、代理人が当該申請者本人の顔写真付きの本人確認書類を持参することを認めている。この際の顔写真付きの本人確認書類の確認さえもしないこととすれば、マイナンバーカード記録事項の信頼性を損なうこととなることから、認められない。（交付申請者が申請時に1歳未満の者である場合には、作成される個人番号カードに顔写真が表示されないことから、代理交付の際も本人の顔写真付きの本人確認書類は不要である。） <b>なお、交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合は、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類を、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交友など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にどまり続けている状態であるなど客観的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が交付申請者の顔写真を証明した書類を、交付申請者が未成年者又は成年被後見人である場合は、法定代理人は民法上特別な地位を与えられていることに鑑み、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類を利用することも考えられる。</b> 申請者の来庁が困難であって、顔写真付きの本人確認資料がなければ、職員が訪問して本人確認の上カードを交付する必要がある。なお、「マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）」（令和元年10月4日付け事務連絡）でお示した質疑応答2-4のとおり、個々に訪問する事務負担の軽減のため、病院や介護施設等で申請受付や交付を一括して行うのが効率的であると考えられることから、積極的な検討をお願いしたい。	マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を公証するため、当該申請者本人の顔を必ず一度は確認しなければならないもの。このため、申請者本人がやむを得ない理由で来庁できない場合に限り、代理人が当該申請者本人の顔写真付きの本人確認書類を持参することを認めている。この際の顔写真付きの本人確認書類の確認さえもしないこととすれば、マイナンバーカード記録事項の信頼性を損なうこととなることから、認められない。（交付申請者が申請時に1歳未満の者である場合には、作成される個人番号カードに顔写真が表示されないことから、代理交付の際も本人の顔写真付きの本人確認書類は不要である。） <b>なお、交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合は、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類を、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交友など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にどまり続けている状態であるなど客観的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が交付申請者の顔写真を証明した書類を、交付申請者が未成年者又は成年被後見人である場合は、法定代理人は民法上特別な地位を与えられていることに鑑み、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類を利用することも考えられる。</b> 申請者の来庁が困難であって、顔写真付きの本人確認資料がなければ、職員が訪問して本人確認の上カードを交付する必要がある。なお、「マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）」（令和元年10月4日付け事務連絡）でお示した質疑応答2-4のとおり、個々に訪問する事務負担の軽減のため、病院や介護施設等で申請受付や交付を一括して行うのが効率的であると考えられることから、積極的な検討をお願いしたい。	令和2年3月7日	総行住第15号	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その6）	令和7年3月27日
16	1. 交付事務	企業で出張申請受付・出張交付を行う際に、社員の家族も本人確認を経て申請を受け付けた場合、交付時には社員に対して家族分のカードを交付することは可能か。	企業での出張申請受付・出張交付に当たり、 <b>社員の家族の申請</b> を受け付けた場合、当該社員が家族の法定代理人であることを確認する方法のほか、申請受付時にあらかじめ家族から自身のカードを当該社員が受け取ることに同意を後日確認可能な形で得ておくことで、交付の際に当該社員の本人確認を行った上で、家族分を併せて交付して差し支えない。	企業での出張申請受付・出張交付に当たり、 <b>社員の家族の本人確認を行った上で、当該家族の申請</b> を受け付けた場合、当該社員が家族の法定代理人であることを確認する方法のほか、申請受付時にあらかじめ家族から自身のカードを当該社員が受け取ることに同意を後日確認可能な形で得ておくことで、交付の際に当該社員の本人確認を行った上で、家族分を併せて交付して差し支えない。	令和2年3月7日	総行住第15号	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その6）	令和7年3月27日
17	1. 交付事務	マイナンバーカード交付業務に携わる臨時職員の採用に当たり、応募が少ないことが考えられるが、どのような方策が考えられるか。	「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」（令和元年9月11日付け閣副第396号等）でお示したとおり、マイナンバーカードの交付業務に携わる臨時・非常勤職員の募集に当たっては、その職務上、統合端末の操作や、マイナンバー制度・公的個人認証制度の理解、住民への説明などの業務や責任が求められることを考慮した上で、募集条件や採用条件を検討いただきたい。 なお、臨時・非常勤職員、会計年度任用職員、任期付職員（カード交付事務のために増員する分に限る）の人員費は個人番号カード事務費補助金の対象としているところであり、活用を検討いただきたい。	「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」（令和元年9月11日付け閣副第396号等）でお示したとおり、マイナンバーカードの交付業務に携わる臨時・非常勤職員の募集に当たっては、その職務上、統合端末の操作や、マイナンバー制度・公的個人認証制度の理解、住民への説明などの業務や責任が求められることを考慮した上で、募集条件や採用条件を検討いただきたい。 なお、臨時・非常勤職員、会計年度任用職員、任期付職員（カード交付事務のために増員する分に限る）の人員費は個人番号カード事務費補助金の対象としているところであり、活用を検討いただきたい。	令和2年3月7日	総行住第15号	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その6）	-
18	1. 交付事務	本人限定受取郵便等により、マイナンバーカードを交付する際、交付申請者が寝たきりの状態であったり、施設等に長期間入所・入院しながら当該施設等に住所を移していない場合等には、本人限定受取郵便等を受け取ることが困難であることから、本人の家族等を代人として指定することは可能か。	寝たきりの状態である場合や、施設等に長期間入所・入院している者等に対して本人限定受取郵便を送る場合は、出張申請受付時に本人から代人の送付先情報を記載した代人指定申出書の提出を受けることで、本人の家族等を代人として指定して差し支えない。なお、代人指定申出書の様式については別添を参考にされたい。 <b>また、本人限定受取郵便等による交付や、病院への入院その他のやむを得ない理由により住民票に記載されている住所に書留郵便等を送付することによる交付が困難である場合には、交付申請者の所在地において、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法により交付することも考えられる。</b>	寝たきりの状態である場合や、施設等に長期間入所・入院している者等に対して本人限定受取郵便を送る場合は、出張申請受付時に本人から代人の送付先情報を記載した代人指定申出書の提出を受けることで、本人の家族等を代人として指定して差し支えない。なお、代人指定申出書の様式については別添を参考にされたい。 <b>また、本人限定受取郵便等による交付や、病院への入院その他のやむを得ない理由により住民票に記載されている住所に書留郵便等を送付することによる交付が困難である場合には、交付申請者の所在地において、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法により交付することも考えられる。</b>	令和2年3月7日	総行住第15号	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その6）	-
19	1. 交付事務	紛失等の場合の再交付の際に、罹災証明書や受理番号を確認する運用をどの程度厳密に行うべきか。	(新設)	<b>原則として、罹災証明書や受理番号を確認する運用を行うことが二重交付を避ける観点から望ましいが、やむを得ない理由がある場合には、経緯を記載させることで代えることができることに留意されたい。例えば、罹災証明書の交付を待つと1か月以上かかることが想定される場合であって、保険証利用等のために速やかにマイナンバーカードの交付を受ける必要があるときは、「やむを得ない理由がある場合に」となると解される。</b>				令和7年3月27日

20	1.交付事務	「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領等の一部改正について（通知）」（令和6年10月11日付け総行第100号総務省自治行政局長通知）により、第7の7のイが改正され、最初の転入届を行うことなく、転入をした日から14日を経過した場合も、「当該期間内に当該最初の転入届を行えなかったことに正当な理由があると住所地市町村長が認めるときは、個人番号カードを返納させず、個人番号カード運用状況を廃止及び回収としないこととして差し支えない」とされたが、「正当な理由」として、何が考えられるか。	(新設)		正当な理由としては、 <b>病気、天災その他の転入後14日以内に最初の転入届を行えなかったことにつきやむを得ない理由が該当すると考えられる。</b>				令和7年3月27日
21	3.公務員の取得促進関係	自治体職員が勤務時間中にマイナンバーカードの申請・受取のために役所等に出頭することは、職務専念義務の免除に該当するか。	勤務時間中のマイナンバーカードの受取については、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例において、「職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合」が位置づけられ、当該計画に、マイナンバーカードの受取が定められている場合、必要最小限のものであれば、職務専念義務免除として取り扱うことも差し支えない。	勤務時間中のマイナンバーカードの受取については、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例において、「職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合」が位置づけられ、当該計画に、マイナンバーカードの受取が定められている場合、必要最小限のものであれば、職務専念義務免除として取り扱うことも差し支えない。	令和元年10月3日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その1）	-	
22	3.有効期限切れ対応	マイナンバーカードの有効期限切れにより再交付を行う場合、再交付の費用が無料になるための条件はあるのか。また、マイナンバーカードの返納は必須条件なのか。	有効期限が切れる前にマイナンバーカード再交付の申請を行った住民も、有効期限が切れた後にマイナンバーカード再交付の申請を行った住民も、無料でマイナンバーカードの再交付を受けることができる。ただし、有効期限切れ3ヶ月以内であってもマイナンバーカードを紛失した場合は、本人の責めによらない場合を除き、市区町村の手数料条例及び地方公共団体情報システム機構の手数料を定める規程に基づき、カード（電子証明書含む）の再交付手数料を徴収することとなる。また、有効期限切れマイナンバーカードについては返納義務がある。	有効期限が切れる前にマイナンバーカード再交付の申請を行った住民も、有効期限が切れた後にマイナンバーカード再交付の申請を行った住民も、無料でマイナンバーカードの再交付を受けることができる。ただし、有効期限切れ3ヶ月以内であってもマイナンバーカードを紛失した場合は、本人の責めによらない場合を除き、市区町村の手数料条例及び地方公共団体情報システム機構の手数料を定める規程に基づき、カード（電子証明書含む）の再交付手数料を徴収することとなる。また、有効期限切れマイナンバーカードについては返納義務がある。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	-	
23	3.有効期限切れ対応	利用者証明用電子証明書について、有効期限切れ後に再交付を行う場合も手数料は無料になるのか。	マイナンバーカードの場合と同様に、有効期間切れ後であっても無料で再交付が可能である。	マイナンバーカードの場合と同様に、有効期間切れ後であっても無料で再交付が可能である。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	-	
24	3.有効期限切れ対応	利用者証明用電子証明書の有効期限を更新した場合、5年後が新しい有効期限になるが、マイナンバーカード上には新しい有効期限を記載する欄が設けられていない。利用者証明用電子証明書の有効期限を更新した場合、新しい有効期限はマイナンバーカードの有効期限と同一になるため、特に利用者証明用電子証明書の有効期限はマイナンバーカード上に記載する必要はない、という理解で良いか。	「電子証明書有効期限」欄については、利用者の利便（備忘のため）に設けられたものであり、有効期限を記載しておくことが望ましい。更新時に従前の有効期限が記載されている場合は、「個人番号カードおても面の「電子証明書の有効期限」欄の記載について」（平成27年12月28日付け事務連絡）により対応されたい。本人が自ら記載を希望する場合は、電子証明書の写しに記載のある有効期限についてお知らせいただきたい。また、市区町村職員による記載を依頼された場合は、電子証明書の写しに記載のある有効期限を記載していただきたい。	「電子証明書有効期限」欄については、利用者の利便（備忘のため）に設けられたものであり、有効期限を記載しておくことが望ましい。更新時に従前の有効期限が記載されている場合は、「個人番号カードおても面の「電子証明書の有効期限」欄の記載について」（平成27年12月28日付け事務連絡）により対応されたい。本人が自ら記載を希望する場合は、電子証明書の写しに記載のある有効期限についてお知らせいただきたい。また、市区町村職員による記載を依頼された場合は、電子証明書の写しに記載のある有効期限を記載していただきたい。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	-	
25	3.有効期限切れ対応	マイナンバーカードを紛失し、有効期限後にカードの申請をしてきたもの手数料はどうか。	カードを紛失した場合は本人の責めによらない場合を除き、 <b>市区町村の手数料条例及び地方公共団体情報システム機構の手数料を定める規程に基づき、カード（電子証明書含む）の再発行手数料を徴収する。</b>	カードを紛失した場合は本人の責めによらない場合を除き、 <b>地方公共団体情報システム機構の手数料を定める規程に基づき、カード（電子証明書含む）の再発行手数料を徴収する。</b>	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	-	令和7年3月27日
26	3.有効期限切れ対応	旧氏の記載の申請書について、住民票への記載申請書と、マイナンバーカードの記載事項変更申請書、電子証明書の再発行申請書の3つを兼ねた申請書を用意しようと考えているか可能か。	事務処理要領で示しているのは、あくまでも様式例であり、事務処理要領から逸脱した申請書でなければ差し支えない。	事務処理要領で示しているのは、あくまでも様式例であり、事務処理要領から逸脱した申請書でなければ差し支えない。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	-	
27	3.有効期限切れ対応	マイナンバーカードの交付時の通知カードの返納義務について、通知カードの廃止に伴い義務が免除されないか。	通知カードは、本人確認には利用できないものであるものの、マイナンバー及び基本4情報が記載されていることから、悪用を防ぐため、マイナンバーカードの交付時に返納を求めている。このため、通知カードを廃止した後もデジタル手続法による、番号法附則第6条第1項において、返納を求めている。なお、通知カードを紛失した場合には、紛失届を行う必要がある。	通知カードは、本人確認には利用できないものであるものの、マイナンバー及び基本4情報が記載されていることから、悪用を防ぐため、マイナンバーカードの交付時に返納を求めている。このため、通知カードを廃止した後もデジタル手続法による、番号法附則第6条第1項において、返納を求めている。なお、通知カードを紛失した場合には、紛失届を行う必要がある。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	-	
28	3.有効期限切れ対応	外国人住民が持つ、有効期限切れのマイナンバーカードの再交付に係る手数料は無料か。	外国人住民が持つマイナンバーカードの再交付の取り扱いについても、原則日本人と同様であるが、在留期間満了したためマイナンバーカードが失効している外国人が在留期間を延長の更新にカードの交付申請を行った場合、手数料が有料となる。	外国人住民が持つマイナンバーカードの再交付の取り扱いについても、原則日本人と同様であるが、在留期間満了したためマイナンバーカードが失効している外国人が在留期間を延長の更新にカードの交付申請を行った場合、手数料が有料となる。	令和元年10月11日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その3）	-	
29	4.補助金（全体）	精算については、個人番号カードの交付枚数に応じ行うとのことだが、いつ時点の交付枚数となるのか。	年度末における交付枚数より精算を行うこととしている。	1月1日から12月31日の期間における交付枚数より精算を行うこととしている。	平成27年11月11日	事務連絡	平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金にかかる質疑応答集（追加）について	-	
30	4.補助金（全体）	個人番号カードの交付促進のための広報に要する経費については国庫補助対象となるか。	マイナンバーカード自体に係る広報に要する経費については普通交付税措置（包括算定経費）の対象となり、当該補助対象経費とはならない。 ※ ただし、出張申請受付等を行う場合において、宣伝・集客等を行う経費については補助対象となる。	マイナンバーカード自体に係る広報に要する経費については普通交付税措置（包括算定経費）の対象となり、当該補助対象経費とはならない。 ※ ただし、出張申請受付等を行う場合において、宣伝・集客等を行う経費については補助対象となる。	平成28年2月16日	事務連絡	平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金にかかる質疑応答集（その3）について	-	
31	4.補助金（全体）	マイナンバーカード交付事務費補助金について、プリンタのインク代も補助対象に含まれるのか。	プリンタのインクも消耗品として補助対象となる。	プリンタのインクも消耗品として補助対象となる。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	-	
32	4.補助金（全体）	住民が負担した写真の撮影料金は補助の対象となるのか。	補助対象外となる。	補助対象外となる。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	-	
33	4.補助金（全体）	補助の基準額の算定に用いられる、c1（出張申請受付方式により個人番号カードの交付申請を受け付けた枚数）とc2（出張申請受付方式により個人番号カードを交付した枚数）について、詳しく教えて欲しい。	・c1は自団体の住民であるか否かにかかわらず出張申請受付方式によって申請を受け付けた数を計上する。 ・また、c2は出張申請受付方式によりマイナンバーカードを交付した自団体の住民の数を計上する。 ・出張申請受付方式により、申請を行った者が自団体の住民の場合は、自団体が申請を受け付け、かつマイナンバーカードを交付したことから、c1とc2に計上する。 ・出張申請受付方式により申請を行った者が他団体の住民の場合は、自団体はマイナンバーカードを交付しないことから、c1のみ計上する。 ・他団体が出張申請受付方式により自団体の住民からの申請を受け付ける場合は、自団体は本人限定受取郵便などによりマイナンバーカードの交付のみを行うこととなることから、c2のみに計上する。	・c1は自団体の住民であるか否かにかかわらず出張申請受付方式によって申請を受け付けた数を計上する。 ・また、c2は出張申請受付方式によりマイナンバーカードを交付した自団体の住民の数を計上する。 ・出張申請受付方式により、申請を行った者が自団体の住民の場合は、自団体が申請を受け付け、かつマイナンバーカードを交付したことから、c1とc2に計上する。 ・出張申請受付方式により申請を行った者が他団体の住民の場合は、自団体はマイナンバーカードを交付しないことから、c1のみ計上する。 ・他団体が出張申請受付方式により自団体の住民からの申請を受け付ける場合は、自団体は本人限定受取郵便などによりマイナンバーカードの交付のみを行うこととなることから、c2のみに計上する。	令和2年3月7日	総行住第15号	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その7）	-	
34	4.補助金（全体）	補助要綱の費目と、市区町村の予算費目が一致しないが、その場合はどのように計上するのか。	実質的に補助要綱上の対象経費であれば計上してよい。	実質的に補助要綱上の対象経費であれば計上してよい。	令和3年2月9日	事務連絡	個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について	-	
35	4.補助金（人件費）	個人番号カード交付のための人件費については、どのように積算すればよいのか。	<b>住基カード交付事務に比べ、個人番号カード交付のために増加した職員手当等や賃金について、関連性の説明ができる範囲を事務費補助金の対象として差し支えない。</b>	<b>個人番号カード交付のために増加した職員手当等や賃金について、関連性の説明ができる範囲を事務費補助金の対象として差し支えない。</b>	平成27年9月4日	事務連絡	平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金にかかる質疑応答集について	-	令和7年3月27日

36	4.補助金（人件費）	交付事務に係る会計年度任用職員及び任期付き職員、派遣職員の人件費は対象となるか。	対象となる。 派遣職員の人件費については、「委託料」に計上することが想定される。	対象となる。 派遣職員の人件費については、「委託料」に計上することが想定される。	平成27年9月4日	事務連絡	平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金にかかる質疑応答集について	-
37	4.補助金（人件費）	交付事務に係る会計年度任用職員及び任期付き職員の時間外手当・通勤手当・期末手当・退職手当、社会保険料等は対象となるか。	対象となる。 また、パートタイムの会計年度任用職員の費用弁償も対象となる。	対象となる。 また、パートタイムの会計年度任用職員の費用弁償も対象となる。	平成27年9月4日	事務連絡	平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金にかかる質疑応答集について	-
38	4.補助金（人件費）	休日勤務手当、時間外勤務手当については、市町村の休日出勤等の基準による積算になるのか。また、どのように積算すればよいか。	お見込みのとおり。関連性の説明ができる範囲を事務費補助金の対象として差し支えない。	お見込みのとおり。関連性の説明ができる範囲を事務費補助金の対象として差し支えない。	平成27年9月4日	事務連絡	平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金にかかる質疑応答集について	-
39	4.補助金（人件費）	正規職員のみでマイナンバーカードの交付体制を整備することは難しいため、臨時職員の配置を検討している。個人番号カード交付事務費補助金で臨時職員の人件費に係る費用を全て賄うことはできるのか。	交付事務に係る臨時職員の人件費は補助の対象である。ただし、これまでと同様、カードの交付枚数等に応じて算出される基準額によっては、実際にかかった費用を全て賄うことが出来ないという場合もあり得るところであるが、この基準額についても、出張申請受付や申請サポートの取り組みを積極的に実施する市町村に多くの金額を交付できるよう、算出方法について見直しを行ったところ。（詳しくは個人番号カード交付事務費補助金の交付要綱を参照されたい。）	交付事務に係る臨時職員の人件費は補助の対象である。ただし、これまでと同様、カードの交付枚数等に応じて算出される基準額によっては、実際にかかった費用を全て賄うことが出来ないという場合もあり得るところである。なお、この基準額については、出張申請受付や申請サポートの取り組みを積極的に実施する市町村に多くの金額を交付できるよう算出方法としている。（詳しくは個人番号カード交付事務費補助金の交付要綱を参照されたい。）	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	令和7年3月27日
40	4.補助金（人件費）	休日にマイナンバーカードのPR活動を行った場合、当該活動によって発生した休日勤務手当は補助の対象となるか。	PR活動に併せて、出張申請受付や申請サポートを実施した場合は、補助対象となる。	PR活動に併せて、出張申請受付や申請サポートを実施した場合は、補助対象となる。	令和2年2月10日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その7）	-
41	4.補助金（人件費）	「令和6年3月5日付け総行マ第20号 マイナンバーカードの交付事務に係る民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について」により、交付前設定に限り人材派遣業者等に委託することが可能な範囲が拡大されたとなったが、その当該委託経費は対象となるのか。	交付前設定を人材派遣業者等に委託した場合の「人件費」の委託料の対象となる。	交付前設定を始めた、カードの交付（更新、電子証明書の発行を含む）のための業務について人材派遣業者等に委託した場合の「人件費」の委託料の対象となる。	令和2年12月24日		マイナンバーカードに係る令和2年度第3次補正予算計上事業及び交付円滑化計画の改訂・強化等に関する説明会質疑応答	-
42	4.補助金（人件費）	会計年度任用職員の交通費や期末手当も個人番号カード交付事務費補助金の補助の対象か。	会計年度任用職員に係る制度は令和2年4月1日に施行されること。会計年度任用職員に係る給料や報酬に加え、職員手当等や費用弁償等も補助の対象となる。	会計年度任用職員に係る給料や報酬に加え、職員手当等や費用弁償等も補助の対象となる。	令和2年3月7日	総行住第15号	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その6）	令和7年3月27日
43	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	申請時来庁方式及び出張申請受付方式の場合の本人限定受取郵便の郵送料については対象となるか。	対象となる。	対象となる。	平成27年9月4日	事務連絡	平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金にかかる質疑応答集について	-
44	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	申請時来庁方式及び出張申請受付方式の場合の、申請者から受領した申請書を市区町村から事業者宛に送付する郵送料は対象となるか。	対象となる。	対象となる。	平成27年9月4日	事務連絡	平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金にかかる質疑応答集について	-
45	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	窓口の混雑やシステム障害によって当日中に個人番号カードを交付できない等やむを得ない事情がある場合には、厳格な本人確認と暗証番号の漏えい防止に配慮を行った上で、本人より暗証番号設定依頼書を提出させ、職員が暗証番号を設定し、その後本人限定受取郵便等で個人番号カードを交付する運用が認められているところである。この場合の本人限定受取郵便等に係る費用については補助対象となるか。	申請時来庁方式とみなし、補助対象経費として差し支えない。	申請時来庁方式とみなし、補助対象経費として差し支えない。	平成28年2月16日	事務連絡	平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金にかかる質疑応答集（その3）について	-
46	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	企業などでの出張申請受付を行う場合に、他の市区町村の住民の交付申請を受け付けた場合の経費は補助対象か。	受け付けた交付申請が他の市区町村の住民のものであっても区別せず補助の対象となる。 また、交付基準額の算定においても、出張申請受付方式により申請を受け付けた場合、他の市区町村の住民の分であっても、件数に応じて割増することとしていること。	受け付けた交付申請が他の市区町村の住民のものであっても区別せず補助の対象となる。 なお、交付基準額の算定式中「出張申請受付方式によりマイナンバーカードの交付申請を受け付けた枚数」については、他の市町村の住民の分を含めて報告すること。	令和元年10月11日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その1）の修正について	令和7年3月27日
47	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	タブレット端末、モバイルプリンター及びウェブカメラについて、調達時期の関係で使用開始が来年度以降となっても差し支えないか。	タブレット端末等が納入され、調達の完了したものと実績報告が行われるのであれば、実施の使用開始が翌年度以降になったとしても、今年度分の経費に計上して差し支えない。	タブレット端末等が納入され、調達の完了したものと実績報告が行われるのであれば、実施の使用開始が翌年度以降になったとしても、今年度分の経費に計上して差し支えない。	令和元年10月11日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その1）の修正について	-
48	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	マイナンバーカードの交付申請をサポートする際、デジタルカメラを利用しているが、このデジタルカメラは補助対象となるか。 また、印刷に係る紙などの消耗品は補助対象か。	デジタルカメラは汎用性が高いため、補助対象外となるが、タブレット端末に取り付けるウェブカメラについては補助対象となる。 印刷に係る紙などの消耗品費は補助対象となる。	デジタルカメラは汎用性が高いため、補助対象外となるが、タブレット端末に取り付けるウェブカメラについては補助対象となる。 印刷に係る紙などの消耗品費は補助対象となる。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	-
49	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	マイナンバーカードの申請サポートについて、タブレット端末のリース料は補助対象となるのか。	「イ 申請時来庁方式、出張申請受付方式及び申請サポート方式による交付のための経費」における使用料及び賃借料として補助対象となる。ただし、これまでと同様、カードの交付枚数等に応じて算出される基準額によっては、実際にかかった費用を全て賄うことが出来ないという場合もあり得るところである。この基準額についても、出張申請受付や申請サポートの取り組みを積極的に実施する市町村に多くの金額を交付できるよう、算出方法について見直しを行ったところ。（詳しくは個人番号カード交付事務費補助金の交付要綱を参照されたい。）	「イ 申請時来庁方式、出張申請受付方式及び申請サポート方式による交付並びに交付申請者の代理人に対する交付のための経費」における使用料及び賃借料として補助対象となる。ただし、これまでと同様、カードの交付枚数等に応じて算出される基準額によっては、実際にかかった費用を全て賄うことが出来ないという場合もあり得るところである。なお、この基準額については、出張申請受付や申請サポートの取り組みを積極的に実施する市町村に多くの金額を交付できるよう算出方法としている。（詳しくは個人番号カード交付事務費補助金の交付要綱を参照されたい。）	令和元年10月21日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その4）	-
50	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	個人番号カード交付事務費補助金について、庁舎内における申請サポート方式の実施に要する経費も補助の対象か。	補助の対象となる。 なお、交付要綱上の、「基準額」を算出する係数には、庁舎内における申請サポート方式による件数を含めることはできない。	補助の対象となる。 なお、交付要綱上の、「基準額」を算出する係数には、庁舎内における申請サポート方式による件数を含めることはできない。	令和2年3月7日	総行住第15号	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その6）	-
51	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	タブレット端末、モバイルプリンター、ウェブカメラについて、補助要綱に1台当たりの上限額が設定されているところ、上限額以上のものも購入できるのであって、設定されている上限額は補助の上限額という理解でよいのか。	お見込みのとおり。	お見込みのとおり。	令和2年2月10日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その7）	-
52	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	モバイル回線費用、Wi-Fiは対象経費となるか。	補助対象となる。 「役務費（通信運搬費）」「使用料及び賃借料」に計上することが想定される。	補助対象となる。 「役務費（通信運搬費）」「使用料及び賃借料」に計上することが想定される。	令和3年2月9日	事務連絡	個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について	-
53	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	宣伝費用・集客に要する経費として商品券が対象となることだが、対象費目は何を想定しているか。	需用費（消耗品費）を想定している。	需用費（消耗品費）を想定している。	令和2年12月24日		マイナンバーカードに係る令和2年度第3次補正予算計上事業及び交付円滑化計画の改訂・強化等に関する説明会質疑応答	-
54	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	交付時来庁方式によって申請した者について、窓口で本人確認のみを行い、カードは後日郵送をしている。この郵送料について、個人番号カード交付事務費補助金の対象とすることは可能か。	別紙1のイの郵送料について、対象となる経費を拡充したため、補助対象になる。	別紙1のイの郵送料について、補助対象になる。	令和2年12月24日		マイナンバーカードに係る令和2年度第3次補正予算計上事業及び交付円滑化計画の改訂・強化等に関する説明会質疑応答	令和7年3月27日
55	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	マイナンバーカード交付事務費補助金について、本人限定受取郵便に係る費用は補助対象となるのか。	補助対象外となる。	マイナンバーカード交付のために使用する本人限定受取郵便に係る費用は対象となる。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	令和7年3月27日

56	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	タブレット端末、モバイルプリンター、ウェブカメラについて、補助要綱に1台当たりの上限額が設定されているところ、上限額以上のものも購入できるのであって、設定されている上限額は補助の上限額という理解でよいか。	お見込みのとおり。	お見込みのとおり。	令和2年3月7日	総行住第15号	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その6）	-
57	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	「宣伝及び集客等に係る経費」として、来場した住民に対する頒布品等に係る経費が補助対象とされているが、実費相当の地域商品券などは対象となるか。また、上限額はいくらか。	頒布品としては、来場した住民に対して配布する記念品等を想定しているところであるが、自治体の創意工夫の範囲内で、来場に要する実費相当の地域商品券を配布するといった取組も考えられる。また、上限については、土日開庁、夜間開庁及びコンビニ交付手数料引下げの実施状況に応じて、単価設定を行うこととしており、その実施状況に応じて500～1000円となる。なお、この金額に上乗せして頒布品等を配布することは可能であるが、上乗せ分は補助対象とならないことにご留意いただきたい。	頒布品としては、来場した住民に対して配布する記念品等を想定しているところであるが、自治体の創意工夫の範囲内で、来場に要する実費相当の地域商品券を配布するといった取組も考えられる。また、上限については、土日開庁、夜間開庁及びコンビニ交付手数料引下げの実施状況に応じて、単価設定を行うこととしており、その実施状況に応じて1,000～2,000円となる。なお、この金額に上乗せして頒布品等を配布することは可能であるが、上乗せ分は補助対象とならないことにご留意いただきたい。	令和3年2月9日	事務連絡	個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について	-
58	4.補助金（申請時来庁、出張申請及び申請サポート）	コンビニ交付手数料引下げを過年度から引き続いて実施しているが、「宣伝及び集客等に係る経費」の単価設定要件に合致するか。	過年度から当年度にかけて引き続いて、手数料の引下げを行っている場合も、要件を満たすことになる。	過年度から引き続いて、手数料の引下げを行っている場合も、要件を満たすことになる。	令和3年2月9日	事務連絡	個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について	令和7年3月27日
59	4.補助金（臨時交付窓口）	「臨時交付窓口」とはどのようなものを想定しているか。	個人番号カードの交付事務のために、臨時的に設置する窓口に係る経費が補助対象となる。	個人番号カードの交付事務のために、臨時的に設置する窓口に係る経費が補助対象となる。	平成28年2月16日	事務連絡	平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金にかかる質疑応答集（その3）について	-
60	4.補助金（臨時交付窓口）	臨時交付窓口設置に係る経費について、交付会場の間仕切り用のパーテーション等の備品（消耗品に該当しないもの）は補助対象となるか。	個人番号カード交付に係る臨時交付窓口設置は、あくまで臨時的な措置を想定したものであり、必要な備品についてはリース等による対応を想定。	個人番号カード交付に係る臨時交付窓口設置は、あくまで臨時的な措置を想定したものであり、必要な備品についてはリース等による対応を想定。	平成28年2月16日	事務連絡	平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金にかかる質疑応答集（その3）について	-
61	4.補助金（臨時交付窓口）	臨時会場を設置する場合、その設置に係るインシャルコストや賃借料、光熱費等のランニング経費は補助対象か。	これまでと同様、補助の対象となる。 ・インシャルコストについては「平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について」（平成27年9月4日付け事務連絡）のとおり。 「平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について」（平成27年9月4日付け事務連絡）（抜粋） 問13 臨時窓口設置に係る工事費は対象となるか。 答 対象となります。 ・光熱費等のランニングコストについても、使用料に含まれることが一般的であり、補助対象経費となる。	これまでと同様、補助の対象となる。 ・インシャルコストについては「平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について」（平成27年9月4日付け事務連絡）のとおり。 「平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について」（平成27年9月4日付け事務連絡）（抜粋） 問13 臨時窓口設置に係る工事費は対象となるか。 答 対象となります。 ・光熱費等のランニングコストについても、使用料に含まれることが一般的であり、補助対象経費となる。	令和元年10月3日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その1）	-
62	4.補助金（臨時交付窓口）	土日・夜間開庁を実施した際の電気代や水道代などの運営費は補助対象か。	交付事務を行うために必要な範囲において対象となる。	交付事務を行うために必要な範囲において対象となる。	令和元年10月3日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その1）	-
63	4.補助金（臨時交付窓口）	交付窓口の設置経費について、上限はあるか	交付窓口の設置経費に上限はない。ただし、これまでと同様、カードの交付枚数等に応じて算出される基準額によっては、実際にかかった費用を全て賄うことが出来ないという場合もあり得る点に留意が必要となる。	交付窓口の設置経費に上限はない。ただし、これまでと同様、カードの交付枚数等に応じて算出される基準額によっては、実際にかかった費用を全て賄うことが出来ないという場合もあり得る点に留意が必要となる。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	-
64	4.補助金（臨時交付窓口）	臨時交付窓口設置のために増設するプリンターのリース料は、補助の対象になるか。	既存のプリンターが流用できない別拠点に設置する場合は対象となる。	既存のプリンターが流用できない別拠点に設置する場合は対象となる。	令和3年2月9日	事務連絡	個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について	-
65	4.補助金（臨時交付窓口）	委託料はどのようなものが対象となるか。保守経費も対象か。	委託料には、保守料や設置費を含むため対象となる。	委託料には、保守料や設置費を含むため対象となる。	令和3年2月9日	事務連絡	個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について	-
66	4.補助金（交付管理・予約）	交付管理システムについて、利用料に限らず備品購入費も対象となるのか。	対象となる。	交付要綱において定めている備品については対象となる。	令和2年12月24日		マイナンバーカードに係る令和2年度第3次補正予算計上事業及び交付円滑化計画の改	令和7年3月27日
67	4.補助金（統合端末等）	端末を設置して新たにネットワークを敷設した場合の経費は補助対象か。	これまでと同様、補助の対象となる。 「平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について」（平成27年9月4日付け事務連絡）（抜粋） 問13 臨時窓口設置に係る工事費は対象となるか。 答 対象となります。	これまでと同様、補助の対象となる。 「平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について」（平成27年9月4日付け事務連絡）（抜粋） 問13 臨時窓口設置に係る工事費は対象となるか。 答 対象となります。	令和元年10月3日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その1）	-
68	4.補助金（統合端末等）	暗証番号設定用のタッチパネルや、顔認証機器については、マイナンバーカード交付事務費補助金の対象となるか。	補助対象となる。	補助対象となる。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	-
69	4.補助金（統合端末等）	マイナンバーカード交付事務費補助金について、統合端末のリース費用は補助対象だが、統合端末の購入費用は補助対象とならないのか。	統合端末については、現行補助金交付要綱上、リース費用を補助対象としており、購入費用については補助の対象としていない。	統合端末については、現行補助金交付要綱上、リース費用を補助対象としており、購入費用については補助の対象としていない。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	-
70	4.補助金（統合端末等）	これまでに使用している統合端末のリース期間が満了するが、更新した後のリースに係る経費は対象となるのか。	カードの交付枚数の増加に対応するために追加で整備してきた統合端末の更新後のリースに係る経費は補助の対象となる。 他方で、従前の事務で使用してきた統合端末の更新後のリースに係る経費は補助の対象にならない。	マイナンバーカード交付事務のために整備する統合端末に係る経費であれば対象となる。	令和2年2月10日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その7）	令和7年3月27日
71	4.補助金（統合端末等）	統合端末等には何が含まれるのか。プリンターや顔認証システムも含まれるか。	マイナンバーカードの交付事務のために、過年度に導入した統合端末の保守料等のランニングコストに加え、当該年度に新規に追加した統合端末のセットアップ費用を想定。 その他統合端末の周辺機器としてプリンターやタッチパネル、顔認証システムについても対象として含まれると考える。 なお、それ以外の既存住基システム等は対象とはならない。	マイナンバーカードの交付事務のために、過年度に導入した統合端末の保守料等のランニングコストに加え、当該年度に新規に追加した統合端末のセットアップ費用を想定。 その他統合端末の周辺機器としてプリンターやタッチパネル、顔認証システムについても対象として含まれると考える。 なお、それ以外の既存住基システム等は対象とはならない。	令和3年2月9日	事務連絡	個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について	-
72	4.補助金（統合端末等）	OSのサポート終了に伴い、次のバージョンに対応できるように統合端末の改修や入替が必要となる。改修費用や旧OSに対応していた端末の違約金等は補助対象か。	(新設)	原則違約金やそれに類する性質のものは補助対象外だが、ほかのシステムの更改やOSのサポート終了等に伴い、統合端末の改修や入替が必要で、自治体側に責がない場合においては例外的に措置を行う。				令和7年3月27日
73	4.補助金（申請書等・関係書類の作成・郵送）	受け取りに來られない申請者に対して行う督促に関する経費の支出についても、補助対象となるか。	補助対象となる。	補助対象となる。	平成28年10月14日	事務連絡	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金にかかる質疑応答集（その4）について	-
74	4.補助金（申請書等・関係書類の作成・郵送）	取得勸奨のため、交付申請用の封筒に宛先印字して住民の方々に渡しているが、封筒代はマイナンバーカード交付事務費補助金の対象となるか。	補助対象外となる。	マイナンバーカード交付申請書と併せて郵送する場合には対象となる。	令和元年10月4日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その2）	令和7年3月27日

75	4.補助金（申請書等・関係書類の作成・郵送）	「マイナンバーカード（電子証明書を含む）の更新のために要する経費」が補助対象経費になっているが、有効期限切れ通知書が返戻された場合の再送付に係る費用は補助対象になるのか。	補助対象となる。	補助対象となる。	令和2年2月7日	事務連絡	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その6）	-
76	4.補助金（申請書等・関係書類の作成・郵送）	「個人番号カードの申請書等の作成及び個人番号カード交付通知書とあわせて関係書類を作成・送付するための対応経費」について、個人番号カードの申請書等の作成経費（印刷製本費等）に加えて、郵送費は補助の対象か。	個人番号カードの申請書等の作成に要する経費については、主に国保及び後期高齢者被保険者への配布用を想定しているところ、国保及び後期高齢者被保険者への郵送代は調整交付金により措置される予定であり、個人番号カード交付事務費補助金の対象外となる。なお、これまでと同様、個人番号カード交付通知書とあわせて関係書類を作成し送付する場合における郵送費は補助の対象となる。	補助対象となる。	令和2年3月7日	総行住第15号〇日	マイナンバーカード交付円滑化計画に係る質疑応答について（その7）	令和7年3月27日
77	4.補助金（申請書等・関係書類の作成・郵送）	令和2年5月15日付総行住第89号「通知カードの発行手続等の廃止後における既存通知カード等の取扱いについて」において、住民から電話等による求めがあった場合、統合端末から出力したQRコード付きの交付申請書を郵送することも可能としているが、当該郵送料は補助対象になるのか。	別紙1のc)について、対象となる経費を拡充したため、補助対象になる。	補助対象になる。	令和3年2月9日	事務連絡	個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について	令和7年3月27日
78	4.補助金（照会回答書の印刷・郵送）	「照会回答書」とは何のことを言っているのか。	初回分の照会回答書については、J-LISより個人番号カードとともに個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書として、市区町村に送付され、市町村から申請者に送付されることとなるが、これを申請者が紛失するなど、再度市区町村から申請者に照会回答書を印刷し、送付する場合や、申請時来庁方式の本人確認書類として用いるため市区町村において照会回答書を印刷し、申請者に送付する場合には、事務費補助金の対象とするもの。	初回分の照会回答書については、J-LISより個人番号カードとともに個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書として、市区町村に送付され、市町村から申請者に送付されることとなるが、これを申請者が紛失するなど、再度市区町村から申請者に照会回答書を印刷し、送付する場合や、申請時来庁方式の本人確認書類として用いるため市区町村において照会回答書を印刷し、申請者に送付する場合には、事務費補助金の対象とするもの。	平成27年9月4日	事務連絡	平成27年度個人番号カード交付事務費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金にかかる質疑応答集について	-
79	4.補助金（DV被害者・震災避難者）	震災避難者・DV被害者のための対応経費として、居所登録に係る経費は補助対象となるか。	震災避難者・DV被害者の交付に伴うものであれば補助対象となる。	震災避難者・DV被害者の交付に伴うものであれば補助対象となる。	平成28年2月16日	事務連絡	平成27年度個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金にかかる質疑応答集（その3）について	-
80	4.補助金（券面記載事項の変更経費）	備品購入費の上限は設定されていないのか。	上限は設定していないが、実態に見合った金額のものを購入していただきたい。	上限は設定していないが、実態に見合った金額のものを購入していただきたい。	令和3年2月9日	事務連絡	個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について	-
81	4.補助金（券面記載事項の変更経費）	令和2年度より前に、券面記載事項変更プリンタを長期間のリースにより導入している。リースの残期間に係る使用料について、補助金の対象としてもよいか。	令和2年度以前に導入した券面記載変更プリンタについても、現年度に係る経費は計上して差支えない。	令和2年度以前に導入した券面記載変更プリンタについても、現年度に係る経費は計上して差支えない。	令和3年2月9日	事務連絡	個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について	-
82	4.補助金（カードの適正管理経費）	保管庫とはどういったものを想定しているのか。	鍵付きのキャビネットを想定。	鍵付きのキャビネットを想定。	令和3年2月9日	事務連絡	個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について	-
83	4.補助金（カードの適正管理経費）	備品購入費の上限は設定されていないのか。	上限は設定していないが、申請状況等に鑑み、実態に見合った金額のものを購入していただきたい。	上限は設定していないが、申請状況等に鑑み、実態に見合った金額のものを購入していただきたい。	令和3年2月9日	事務連絡	個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について	-
84	4.補助金（カードの適正管理経費）	令和2年度より前に、保管庫を長期間のリースにより導入している。リースの残期間に係る使用料について、補助金の対象としてもよいか。	令和2年4月以降に追加で導入された保管庫について、補助対象とするものであるため、当該経費については補助対象外。	令和2年4月以降に追加で導入された保管庫について、補助対象とするものであるため、当該経費については補助対象外。	令和3年2月9日	事務連絡	個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について	-
85	4.補助金（カードの適正管理経費）	「個人番号カードを適切に保管するための経費」について、以下2点は補助対象となるのか。 (1) 保管庫の場所（部屋）を借りるための費用 (2) 保管期限が過ぎたカードを廃棄するための費用（備品購入費、手数料等）	(1) 保管庫の設置スペースは、原則として庁舎内等の公用施設を想定している。ただし、庁舎外に臨時交付窓口を設置しており、その場所において保管庫を設置することができず、新たにスペースを賃借する場合については、臨時交付窓口の設置に係る経費の一部として補助対象になる場合があると考えられる。 (2) 当該事務がカードの適切な保管のための経費であり、廃棄のための経費は原則として対象とならない。	(1) 保管庫の設置スペースは、原則として庁舎内等の公用施設を想定している。ただし、庁舎外に臨時交付窓口を設置しており、その場所において保管庫を設置することができず、新たにスペースを賃借する場合については、臨時交付窓口の設置に係る経費の一部として補助対象になる場合があると考えられる。 (2) 当該事務がカードの適切な保管のための経費であり、廃棄のための経費は原則として対象とならない。	令和3年2月9日	事務連絡	個人番号カード交付事務費補助金に係る質疑応答集について	-